



＜ 休日・休業・休暇 ＞

労働基準法では第35条において「休日」の規定があります。しかし日々の労務管理では「休業」や「休暇」という言葉も耳にすることが多く、就業規則でも通常別に規定されています。また最近では新型コロナウイルス感染症のワクチン接種が進む中、「ワクチン休暇」という新たな休暇の検討を始めた企業もあるようです。今回は労務面から見た「休日」「休業」「休暇」の違いについてまとめました。

分類	労務管理上の主なポイント等
休日：	労働日ではない。無給（＊月給者は月単位での給与のため休日数により給与額に変動はない。）
法定休日	・毎週少なくとも1回、もしくは4週間を通じ4日以上必要 ・労働させる場合は36協定の締結・届出が必要
法定外休日	・週40時間の法定労働時間を超えないために設定する休日 【例】「所定労働8時間×5日＝40時間」→週の必要休日2日（法定1日＋法定外1日） 【例】「所定労働6.5時間×6日＝39時間」→週の必要休日1日（法定1日＋法定外0日）
休業：	労働日だが申し出や会社都合により労働をしなくてもよい日。有給無給は法律や就業規則等による。
法律で定められている	・社会保険・雇用保険等から給付が受けられる場合が多い 【例】産前産後休業、育児休業、介護休業など
会社が任意に定めた	・会社の都合による休業の場合は休業手当の支払いが必要 【例】一時帰休（新型コロナウイルス感染症の影響による休業など）
休暇：	労働日だが業務に支障がない場合に申し出により労働をしなくてもよい日。有給無給は法律や就業規則等による。
法律で定められている	【例】年次有給休暇：有給。 【例】子の看護休暇：有給か無給かは就業規則等による。
会社が任意に定めた	【例】季節休暇（祝日、年末年始等）、特別休暇（慶弔等）、永年勤続休暇

- ※ 割増賃金の元となる時間給は、月給者の場合「月の賃金額÷年平均の月間労働時間数」で算出します。
また、年平均の月間労働時間数は「1日の所定労働時間×年間労働日数(365日－休日数)÷12か月」で計算します。
労働者にとって同じお休みですが、割増賃金の計算においては「休日」「休暇」「休業」は異なる取扱いになります。
- ※ このほかにも「休職」「公休」やそれらに伴う各保険制度からの補償などについて、日々の労務管理、制度内容など、ご不明点・気になる点がございましたら、あおば事務所までお気軽にご相談ください。

■ 雇用調整助成金の特例措置等が延長されました ■

現行の特例措置については、令和3年7月末まで延長となりました。
尚、令和3年5月1日以降を申請期間の初日とする場合には、申請書式が変更となっておりますのでご注意ください。
ご不明点等につきましては、あおば事務所に一度お問合せください。

雇用調整助成金については、緊急事態宣言の延長等を踏まえ、7月末までとなっている現在の助成内容を8月末まで継続することとなる予定です。9月以降の助成内容についても、7月中に改めて発表予定です。

■ 現場における熱中症予防と、新型コロナウイルス感染防止を併せて行いましょう ■

暦も7月となり、現場作業の方が熱中症になりやすい時期になってきました。

昨年、新型コロナウイルスの感染予防とあいまって、マスクを着用した上での現場作業が増えたことから、あらためて、**マスクの特性**や、**現場での着脱可否**について、特集いたします。

マスクを着用すべき場面(図1)を特定することは必要であるとしつつも、場面の切替わりによっても変化するものとして、注意が促されています。また、**マスクには種類・特性が様々ある**ため、建設現場で使用することを想定した場合には、特性を理解したうえで着用ください。(図2)

マスク等を着用する際に、飛沫飛散防止等の効果が高いものについては、**息苦しさを強く感じたり、高負荷作業時には酸素濃度の低下等の現象がみられるため、注意が必要**との厚生労働省の研究結果もあります。

管理者の方は、**適宜、十分な距離(2m以上)を取るよう**にしたうえで、**マスクの着脱を指示**いただくよう、ご配慮ください。

図1

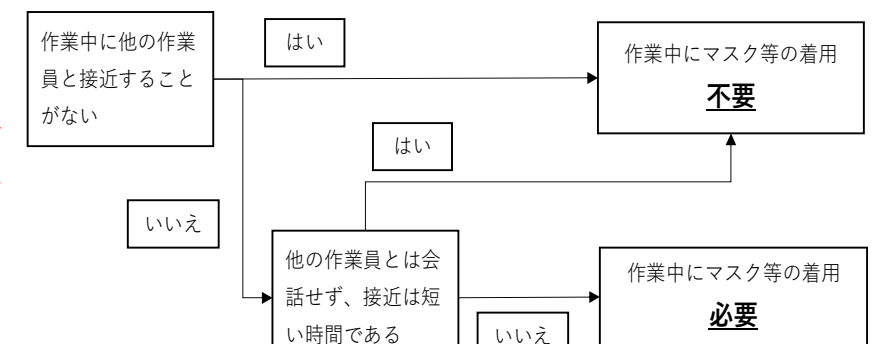


図2

	顔面への密着	フィルタの密度	飛沫吸引防止	飛沫飛散防止	呼吸しやすさ	快適さ/蒸し暑さ
不織布マスク	△	◎	○	◎	×	△
布マスク	△	△～○	△	○	△	△
ウレタンマスク	△	△	△	○	△	○
マウスシールド	×	×	×	×	◎	◎
フェイスシールド	×	×	×	△	◎	◎
ネックガード	△	△	△	○	○	○
取替え式防じんマスク	◎	◎	◎	◎	×	×
使い捨て式防じんマスク	○	◎	◎	◎	×	△

■ あおばの研修（組織力アップ、定着向上の為の本質論です） ■

組織の活力アップにお客様よりご好評をいただいている、あおば事務所のセミナーをご案内させていただきます！

- ★組織活力アップ研修 全ての根拠がここに！ 基本は全4回、期間は約3ヶ月 ←おすすめ！
- ★問題解決プログラム 困難を打ち破り問題を解決していく力を養います！
- ★経営幹部、管理職研修 人を動かすためのリーダーシップを体得していただきます！
- ★チームビルディング 実務を離れてこの研修を受けてみるとみんなの意外な一面を発見するかも？
- ★超採用面接術 他

実施時間・内容はご相談に応じますので、お気軽にあおば事務所までお問い合わせください。